

## 「小値賀町過疎地域持続的発展計画案」に対する

### ご意見をお聞かせください

小値賀町では、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、本町の持続的発展を図るための計画となる「小値賀町過疎地域持続的発展計画」の策定を進めています。

つきましては、この計画（案）の内容について、町民の皆様からのご意見を募集いたします。

#### 記

◆意見募集及び公表期間 令和3年8月6日～8月20日

◆計画案の公表場所 役場1階ロビー・町立図書館及び町ホームページで公表

◆意見の提出方法 以下のいずれかの方法で提出できます

- ・総務課窓口にて直接書面で提出
- ・総務課財政係宛にて郵送で提出  
(〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 総務課財政係)
- ・FAX (0959-56-4185) で提出
- ・E-mail (soumuka@town.ojika.lg.jp) で提出

◆意見書の様式 様式任意（町ホームページにて参考様式をダウンロードできます）  
（住所、氏名、電話番号、該当ページ、意見内容は必ずご記載ください）

◆意見書を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に事務所又は事業所を有する方

以上

担当：総務課財政係 吉田  
電話：0959-56-3111